
2 高齢者保健福祉事業の取組み

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

ア 「健やか高松21(2012年までの健康づくり推進プラン)」の推進

市民一人一人が健康的な生活習慣について考え、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの行動指針として、「こころの豊かさ」をはじめ、「食生活」「運動」「歯の健康」「安全」「たばこ」「アルコール」「生活習慣病」の8つの生活習慣について、健康づくりの実践目標等を設定し、生活習慣病の予防などの健康づくりに関する取組みを市民参加のもと、一体的・総合的に推進します。

イ 保健組織活動の活性化

市民一人一人の積極的な健康管理と自主的な健康づくり意識の高揚を図るため、地域において自主的に健康づくり活動を行う人材を育成し、保健委員会連絡協議会や各地区保健委員会が行う意識啓発や実践活動など、自主的な保健組織活動の活性化に努めます。

また、「健やか高松21」を周知するとともに、関係機関・団体との役割分担のもと、連携を図りながら主体的な健康づくりを支援します。

ウ 食生活改善活動の活性化

日々のより良い生活習慣が、健康づくりの大きな前提となることから、正しい食生活習慣の普及を図るため、伝達講習会の開催等、地域における高齢者の食生活改善の実践活動を促進します。

エ 感染症予防対策の充実

高齢者を対象にインフルエンザの予防接種や、各地区の巡回による結核の定期健康診断を実施します。また、高齢者は結核患者に占める割合が高く、感染症に対する抵抗力が弱いことから、正しい知識の普及に努めて早期発見・早期治療を行い、まん延防止を図るため、広報たかまつやリーフレット等を活用して、予防の啓発をするとともに、高齢者施設等への出前講座を実施するなど、感染症予防の徹底に努めます。

(2) 生きがいづくりと社会活動への参加の促進

ア 老人クラブ活動への支援

高齢者の生きがいづくりや社会活動への参加を促進するため、老人クラブへの加入を一層促進します。

また、老人クラブの自主性を最大限に尊重しながら、高齢者の多様なニーズに応じたスポーツ・教養活動のほか、社会貢献の担い手として、寝たきり高齢者やひとり暮らし高齢者等を訪問する友愛訪問活動などのボランティア活動や各種活動を企画・指導する人材育成を促進し、老人クラブ活動への支援に努めます。

イ 生涯学習・生涯スポーツの推進

高齢者の多様・高度化する学習ニーズに対応できるよう、生涯学習センター、地区公民館、コミュニティセンター等での各種講座の充実と自主的な生涯学習の推進を図るほか、公共施設利用総合情報システムによる情報提供などにより、生涯学習への積極的な参加を促進します。

また、高齢者が生涯にわたって、体力づくり、健康の増進が図れるよう、スポーツ・レクリエーションの各種大会・教室等を充実させ、高齢者の参加を推進します。

ウ シルバー人材センター事業の促進

高齢者の豊富な知識・経験・技能を活かし、相互協力のもと、就業を通じて生きがいの増進と社会活動への参加に取り組む高松市シルバー人材センター事業への支援に努めます。

エ 社会活動への参加の促進

高齢者が行う地域コミュニティ活動やボランティア活動等を支援するとともに、地域社会の中で自らの経験と知識を活かせる社会活動の機会として、小中学校の「総合的な学習の時間」における児童生徒との交流、保育所の世代間交流などを実施します。

オ ふれあいの場の確保

地区公民館、コミュニティセンター、老人福祉センター、老人いこいの家、特別養護老人ホームにおける地域交流スペースなど地域に密着した既存施設の有効活用や、高齢者の生きがいづくりとしての生きがいデイサービス事業や高齢者と地域の交流事業等により、高齢者同士や世代間のふれあいの場の確保に努めます。

(3) 生活支援事業の推進

ア 在宅生活支援の推進

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、買物、掃除などの日常生活上の援助を行う軽度生活援助事業や、緊急時に備えて緊急通報装置を貸与または給付する緊急通報装置貸与等事業、調理が困難な在宅高齢者への食事サービス事業、要介護認定者の外出を支援する高齢者福祉タクシー助成事業、さらには寝たきり高齢者等の住宅を改造する場合に費用の一部を助成する高齢者住宅改造助成事業など、高齢者の身体・生活状況に応じた、効果的できめ細かなサービスの提供に努めます。

また、広報活動による各種サービスの周知に努めるとともに、老人介護支援センターを地域包括支援センターの窓口として位置づけることにより、相談窓口の一本化を図り、情報提供や利用相談などの機能を充実させ、サービスの利用促進に努めます。

イ 家族介護支援の推進

寝たきり高齢者等を介護している家族の身体的・経済的負担を軽減するため、紙おむつおよび介護見舞金の給付事業を実施するとともに、徘徊高齢者を早期発見・保護する徘徊高齢者保護ネットワークの活用など、寝たきり高齢者や認知症高齢者の家族を支援するサービスの充実に努めます。

また、在宅生活支援と同様に、サービスの周知に努めるとともに、総合的な支援体制を構築し、サービスの利用促進に努めます。

(4) 認知症高齢者対策の推進

市民が認知症高齢者に対する正しい知識と理解を持ち、地域ぐるみで支援が行えるよう関係機関と連携して広報・啓発活動に努めます。

また、紙おむつ給付事業や徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施のほか、認知症高齢者が徘徊した場合に早期発見し保護するための徘徊高齢者保護ネットワークの活用など、認知症高齢者の在宅生活を支援するサービスの充実に努めるとともに、認知症の進行の緩和を目的とし、家庭的な環境の下で、利用者が能力に応じ自立した生活を営む認知症高齢者グループホームにおけるサービスの質の確保を図るため、サービス事業者に対する運営指導の実施・支援の充実に努めます。

また、地域包括支援センターを中心として、関係団体との連携による認知症高齢者の早期発見・早期対応や地域における見守りなどの協力体制を、民生委員児童委員や近隣住民、老人クラブ、「認知症サポーター」などの社会資源を活用した支援体制の整備に努めます。

さらに、認知症高齢者の権利を擁護するため、日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業や、権利・財産を保護する成年後見制度の普及啓発と利用促進に努めます。

若年性認知症の対策としては、介護サービスの他に、雇用継続に関する支援や障害者福祉サービスの活用も含めた総合的な対策に取り組む必要があります。そのために、各関係部局で連携し、これらの支援を組み合わせ、若年性認知症一人一人の状態に応じた支援体制の構築に努めます。

(5) 高齢者虐待防止対策等の推進

養護者や養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止はもとより、虐待を受けた高齢者の保護や養護者への支援等を迅速かつ効果的に実施するため、「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」を広く関係団体や市民等へ周知するとともに、当該マニュアルに基づき、市、老人介護支援センター、警察署等で構成された高齢者虐待対応ネットワークの一層の強化に取り組みます。

(6) 地域ケア体制の充実

ア ひとり暮らし高齢者等への支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯における、在宅生活での不安や負担を軽減し、自立生活を支援するため、緊急通報装置貸与等事業、生きがいデイサービス事業、食事サービス、軽度生活援助事業など、緊急時の迅速な対応や生きがいづくり、閉じこもりの防止など、多様なニーズに応じたサービスの充実に努めます。

また、民生委員児童委員、老人クラブによる友愛訪問活動や近隣住民による見守りなど、地域の主体的な取組みへの支援に努めます。

イ 地域住民による支え合い活動の促進

地域コミュニティ組織の醸成を図る中で、地域で高齢者を支え合う活動を引き続き促進します。

ウ 地域ケアの環境づくり

地域における介護・福祉・医療など様々な面から包括的・総合的に支援するための機関である地域包括支援センターの窓口として、老人介護支援センターを位置づけるなど、地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域包括支援センターを中核として、老人介護支援センター、保健委員会、民生委員児童委員や地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティアなど、保健・医療・福祉の関係団体や住民相互の連携体制の強化にも努めます。

また、老人介護支援センターや居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等への指導・助言・支援等により、高齢者が住み慣れた地域社会で、必要なサービスを円滑に利用できるよう、地域ケアを支える各種サービス提供体制の充実に努めます。

(7) 災害時の援護体制の整備

災害時に備え、平成 20 (2008) 年度には地域において避難支援を希望する人の台帳(災害時要援護者台帳)を整備し、要援護者の把握・支援者の選定に努めるとともに、ひとり暮らし高齢者等に対する民生委員児童委員による実態把握や、緊急通報装置の設置などにより、迅速に対応できるよう努めます。

また、災害の発生、またそのおそれがあるときは、災害時要援護者支援制度を活用し、要援護高齢者等に対して速やかに災害情報や避難情報等を提供するとともに、コミュニティ協議会など地域支援団体との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に避難誘導や救出救護活動ができるよう努めます。

さらに、香川県、香川県老人福祉施設協議会および香川県老人保健施設協議会と引き続き連携し、災害が発生した場合等において、緊急に避難を要する高齢者等を特別養護老人ホーム等で受入れできるよう努めます。

(8) NPOなどとの連携等

高齢者のニーズが多様・高度化する中で、地域や個人の実情に合った、きめ細かな高齢者福祉を推進するには、地域で活動しているNPO(市民活動団体)、各種団体、ボランティアなどの役割が重要です。

「自助・共助・公助」の視点に立ち、市民と行政との協働をさらに推進するため、NPOなどとの連携の強化や、高松市ボランティア・市民活動センターによる情報提供・コーディネート機能の充実を図るとともに、多様な保健福祉活動を企画・実施する人材の育成支援に努めます。

(9) 福祉意識の醸成・啓発

家庭、学校、地域、行政などの連携のもと、地区公民館やコミュニティセンターでの高齢者教室の実施、小中学校の「総合的な学習の時間」における高齢者との世代間交流や老人ホームでの介護体験学習など、福祉に関する学習機会の確保に努めます。

また、市政出前ふれあいトークなど様々な広報活動等を通じて、相互扶助の心で高齢者を見守り支え合う福祉意識の醸成・啓発に努めます。

(10) 安全で住みよい環境づくりの推進

ア 環境整備

高齢者等の移動の円滑化を図るため、「香川県福祉のまちづくり条例」および「高松市交通バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅・バス車両など公共交通機関や、歩行空間のバリアフリー化を推進します。

また、高齢者の自立生活を支援するため、自宅の便所、浴室等の改造を助成する高齢者住宅改造助成事業を実施するとともに、地域優良賃貸住宅(高齢者型)供給促進事業の実施や、香川県が登録している高齢者円滑入居賃貸住宅の情報提供に努めます。

イ 防災・防犯・交通安全対策の推進

ひとり暮らし高齢者等の火災防止のため、家庭防火診断を実施し、住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自治会、老人クラブ、老人ホーム等において、防火・防災に関する講話や訓練を実施し、防火・防災意識の啓発に努めます。

また、高齢者の消費者被害防止のため、関係機関等と連携する中で、消費生活出前講座などを通じた広報啓発・情報提供活動等の推進に努めます。

さらに、高齢者の交通事故防止のため、高齢者交通安全教室・シルバードライバーズスクール等の開催や夜間の交通事故防止に役立つ反射材の使用促進により、交通安全意識の啓発と交通マナーの向上に努めます。

ウ 権利擁護

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を擁護するため、日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業や、権利・財産を保護する成年後見制度の普及啓発と利用促進に努めます。

また、相談窓口である地域包括支援センターと関係団体等との連携体制の強化に努めます。